

長野県国民保護対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第31条の規定により、長野県国民保護対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部長等の職務)

第2条 国民保護対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 国民保護対策本部副本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部長、国民保護対策本部副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、国民保護対策本部長が任命する。
- 6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

(部)

第3条 国民保護対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

(現地対策本部長等)

第4条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、国民保護対策本部副本部長、本部員及び第2条第4項の職員のうちから国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、国民保護対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。